

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新	【告示】	健康推進課	○ 岡山県労働委員会あっせん員候補者 【正誤】 保安林の指定施業要件の変更予定の正誤
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定	障害福祉課	治山課	
○ 保安林の指定解除	〃	〃	
○ 保安林の指定予定	〃	道路整備課	
○ 道路の区域変更	〃	〃	
○ 道路の供用開始	〃	〃	
○ 河川敷地の公用廃止	河川課	〃	
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定	防災砂防課	〃	
○ 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更	会計課	〃	
【公告】			
○ 一般競争入札の実施	財産活用課		
○ 国土調査の成果の認証	県民生活交通課		
○ 土地改良事業の工事完了	耕地課		
○ 建設業の許可の取消し	監理課		
○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	【選挙管理委員会】	選挙管理委員会	
○ 警備業法に基づく講習	【公安委員会】	生活安全企画課	

目次		担当課（室）
【労働委員会】		労働委員会
【正誤】		治山課

◎岡山県告示第六百三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十六年十二月十二日

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

岡山県知事 伊原木 隆 太

すこやか薬局

井原市下出部町一―三四―四

平成二十六年十二月一日

◎岡山県告示第六百四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十六年十二月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

多機能型事業所ひだまり

2 所在地

玉野市田井四一七一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人瀬戸内会

2 主たる事務所の所在地

玉野市胸上七二五

三 指定年月日

平成二十六年十二月一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇三七三

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

短期入所事業所いるかの家

2 所在地

浅口市寄島町一六〇八九一―一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人福嶋医院

2 主たる事務所の所在地

浅口市寄島町三〇七二

三 指定年月日

平成二十六年十二月一日

四 事業所番号

三三一六〇〇一六一

五 サービスの種類

短期入所

◎岡山県告示第六百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市粒江字大深谷南平八三五の一五、八三五の一六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十六年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

総社市小寺字西ノ奥一五五二の一八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第六百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 北木島線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
笠岡市北木島町字玉立一〇四〇七番一二地先から笠岡市北木島町字上松原一〇九三一番一地先まで	新	六・二ゝ 三九・〇	四九三・〇
笠岡市北木島町字玉立一〇四〇七番一二地先から笠岡市北木島町字上松原一〇九三一番一地先まで	旧	三・一ゝ 一五・一	五八四・〇

◎岡山県告示第六百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
県道	北木島線	笠岡市北木島町字玉立一〇四〇七番一ニ地先から 笠岡市北木島町字玉立一〇四〇七番一〇地先を経て 笠岡市北木島町字上松原一〇九三一番一地先まで	平成二十六年十二月十二日

◎岡山県告示第六百九号

河川工事の施行により、次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により公示する。

その関係図面は、岡山県土木部河川課及び岡山県備前県民局建設部東備地域維持管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 河川の名称

一級河川吉井川水系吉井川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十六年十二月十二日

三 廃川敷地等の位置

赤磐市草生地内

四 廃川敷地等の種類及び数量

廃川敷地三二五・八三平方メートル

◎岡山県告示第六百十一号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、平成二十六年十二月一日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

平成二十六年十二月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	岡山県東区西大寺中一丁目一三番三七号
名称及び代表者の氏名	山崎 彩見	
変更後の売りさばき場所	岡山県東区西大寺南一丁目二番四号	

岡山県知事 伊原木 隆 太

契約種別		所在地		土地（建付地） 売払い契約	
現 場	説明	所	岡山市北区平野字 下見田八六四番一	1 土地 岡山市中区住 吉町二丁目六九 番一	2 建物 岡山市中区住 吉町二丁目六九 番地一
		在			
入札の日時 及び場所		地目又は 構 造	宅地	宅地	木造一部コ ンクリート ブロック造 二階建
		面積（平方メートル）	四六六・四一	三、九四三・九六〇〇〇円	三二六・七八
予定価格 （最低売払価格）		一八、六一〇、〇〇〇円		四五六、六〇〇、〇〇〇円	
日 時	場 所	平成二十七年一月十三日（火）	午前十時	平成二十七年一月十三日（火）	午後二時
		岡山市北区平野字 下見田八六四番一		岡山市中区住吉町 二丁目六九番一	
日 時	場 所	平成二十七年二月二十日（金）	午後一時三十分	平成二十七年二月二十日（金）	午前十時三十分
		岡山市北区内山下 二丁目四番六号	岡山県庁九階大会議室	岡山市北区内山下 二丁目四番六号	岡山県庁九階大会議室

平家建	木造瓦ぶき	平家建	木造大波ス レートぶき	平家建	木造瓦ぶき	平家建	木造大波ス レートぶき	平家建	木造瓦ぶき	鉄骨造ガラ スぶき	平家建	木造瓦ぶき	平家建
	九四・三九		六・四八		九四・五六		六・四八		九五・三四		五・二八		二九・八一

土地(建付地) 売払い契約		土地売払い契 約				
1 土地 新見市高尾字	倉敷市玉島長尾字 釣辺一〇一八番六	倉敷市福島字芦原 六九六番三、字川 田六九七番二、字 芦原六九八番四、 字芦原六九八番 五、字川田之上六 九九番三				
雑種地	公衆用道路	用悪水路	平家建 木造大波ス レートぶき	平家建 木造瓦ぶき	平家建	軽量鉄骨造
一、一五四・六六	二二二・〇五	六六七・四七	六・四八	九三・九八	三・五二	
二五、四六〇、 〇〇〇円	四、九七四、〇 〇〇円	九、五三〇、〇 〇〇円				
平成二十七年一月十五 日(木)	平成二十七年一月十四 日(水) 午後二時	平成二十七年一月十四 日(水) 午前十時三十分				
新見市高尾字中川 原二二九八番一	倉敷市玉島長尾字 釣辺一〇一八番六	倉敷市福島字芦原 六九六番三				
平成二十七年二月十八 日(水)	平成二十七年二月十九 日(木) 午後一時三十分	平成二十七年二月十九 日(木) 午前十時三十分				
新見市高尾二四〇 〇番	岡山市北区内山下 二丁目五番七号 丸の内会館一階第 一会議室	岡山市北区内山下 二丁目五番七号 丸の内会館一階第 一会議室				

中川原二二九八番一		2 建物 新見市高尾字 中川原二二九八 番地一			
		鉄骨造平家 建			
		四〇・七			
				午前十一時	
				午前十一時	
				備中県民局新見地 域事務所三階第一 会議室	

二 入札参加者の資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法第二百三十八条の第三項に規定する者
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者
- 3 知事が地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認めた者であつて、その認めた日から三年を経過しないもの
- 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）に該当する者
- 5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
- 6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者
- 8 その他知事が不相当と認める者

三 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、平成二十七年一月二十一日（水）午後五時十五分までに、岡山県総務部財産活用課に申し込むものとする。

四 契約条項を示す場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課

五 入札保証金

見積もった契約希望金額の百分の五以上に相当する金額を現金又は銀行振出小切手により入札開始前に納付すること。なお、この入札保証金を返還する場合には、利息を付さな

六 入札の無効
い。

次のいずれかに該当する入札に係る入札書は、無効とする。

- 1 入札に参加することができない者のした入札
- 2 談合してした入札
- 3 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- 4 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札
- 5 二以上の入札をした者のした入札
- 6 郵便又は電信による入札
- 7 岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第三百三十五条の規定に違反する代理人のした入札

七 問い合わせ先

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課（電話〇八六（二二六）七二三五）

〔五一九〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十六年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市	調査を行った者の名称
平成二十五年五月 、 平成二十六年九月	調査を行った期間
新見市 地籍図及び 地籍簿	成果の名称
神郷油野の 一部	調査を行った地域
平成二十六年十二月五日	認証年月日

〔五二〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があつた。

平成二十六年十二月十二日

事業主体	地区名	岡山県知事	
		伊原	木隆太
高崎土地改良区	六間農道	工種	
		農道舗装	完了年月日
		二六・一二・一	

〔五二一〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、平成二十六年十二月十二日付けで、次の建設業者の許可を取り消した。

平成二十六年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 商号又は名称 ヴァームヒュース株式会社

二 代表者の氏名 猪木 剛志

三 主たる営業所の所在地 岡山市北区野田三―一―二〇

四 許可番号 岡山県知事許可（般―二六）第二四四七〇号

五 許可年月日 平成二十六年六月十日

六 処分の内容

建設業法第二十九条第一項の規定による次の建設業の許可の取消し

一般建設業のうち建築工事業

七 処分の原因となった事実

ヴァームヒュース株式会社の経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者が営業所に常勤していないため、建設業法第七条第一号及び第二号に掲げる許可の基準を満たしていない。このことは、同法第二十九条第一項第一号に該当する。

◎岡山県選管告示第八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十六年十二月十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、三七五

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九六、〇九〇

三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八一、五一五	高梁市	九、二八七

平成26年12月12日 岡山県公報 第11644号

総 社 市	井 原 市 ・ 小 田 郡	笠 岡 市	玉 野 市	津 山 市 ・ 苫 田 郡	倉 敷 市 ・ 都 窪 郡	岡 山 市 南 区	岡 山 市 東 区	岡 山 市 中 区
一八、〇一三	一六、〇五八	一四、五四〇	一七、七一一	三一、九九二	一三一、三六二	四五、一八九	二六、一八二	三八、三四八
久 米 郡	勝 田 郡	浅 口 市 ・ 浅 口 郡	美 作 市 ・ 英 田 郡	真 庭 市 ・ 真 庭 郡	赤 磐 市	瀬 戸 内 市	備 前 市 ・ 和 気 郡	新 見 市
五、八五七	四、八〇六	一二、九八一	八、八六一	一三、七八八	一二、一四一	一〇、六〇三	一四、六三三	九、〇三七

◎岡山県公安委員会告示第百九十二号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成二十六年十二月十二日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
機械警備業務	平成二十七年二月十七日（火曜日）から 同月二十日（金曜日） までの四日間	午前九時から 午後五時まで	岡山市北区内山下二丁目 目一番一八号 岡山共済会館

二 講習対象者

講習対象者の範囲の限定はない。

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者
住所地を管轄する警察署の生活安全課
- (2) 県外に住所を有する者
県内の警察署の生活安全課

3 提出期間

平成二十七年一月五日（月曜日）から同月九日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

三万八千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

二十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

- 1 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。

◎岡山県労働委員会告示第三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱した岡山県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

平成二十六年十二月十二日

岡山県労働委員会

会長 宮 本 由 美 子

岡山県労働委員会あつせん員候補者名簿

区 分	氏 名	職 業 （ 又 は 前 職 ）	委 嘱 の 日 付
労働委員会	宮 本 由 美 子	弁護士 岡山大学副学長大学院法務研究科教授	平成26年11月26日
	鷹 取 司	弁護士	平成26年11月26日
	竹 内 真 理	岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授	平成26年11月26日
	山 田 加 寿 子	特定社会保険労務士	平成26年11月26日
	西 田 和 弘	岡山大学大学院法務研究科教授	平成26年11月26日
	宮 本 ひ と み	(岡山県教職員組合副執行委員長)	平成26年11月26日
	木 下 幸 男	運輸労連特別執行委員	平成26年11月26日
	上 西 庸 雄	(連合岡山アトバイザー)	平成26年11月26日
	近 藤 三 千 代	ＵＡゼンセン岡山県支部支部長	平成26年11月26日
	新 谷 博 美	連合岡山副事務局長	平成26年11月26日

使 用 者 委 員	片 山 浩 子	中国精油株式会社常務取締役	平成26年11月26日
事 務 局 職 員	小 野 敏 行	岡山県経営者協会専務理事	平成26年11月26日
	大 久 保 憲 作	倉敷木材株式会社代表取締役社長	平成26年11月26日
	宮 原 一 也	株式会社宮原製作所代表取締役社長	平成26年11月26日
	梶 原 康 彦	梶原乳業株式会社代表取締役社長	平成26年11月26日
事 務 局 職 員	林 邦 彦	岡山県労働委員会事務局長	平成26年4月10日
	増 本 信 行	岡山県労働委員会事務局次長	平成25年4月11日
	千 原 康 則	岡山県労働委員会事務局総括参事	平成25年4月11日

〔二三〕 平成二十六年九月二日付け公布岡山県告示第四百五十九号（保安林の指定施業要件の変更予定）に誤りがあつた。

一〇	行
土砂の流出の防備	誤
土砂の流出の防備及び土砂の崩壊の防備	正